

2022年8月5日

学校法人東海大学
理事長 松前 義昭 殿
ご担当窓口

キャンパスサポートオフィス 渉外担当
シニアマネージャー [REDACTED] 様
syogaisitu@tsc.u-tokai.ac.jp

東海大学教職員組合

執行委員長 佐々木信吾

副執行委員長 [REDACTED]

toukaidaigaku.union@gmail.com



第1回団体交渉申入書

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当組合は職員、専任教員、非常勤講師からなる労働組合として貴法人と健全な労使関係を構築することを目指しております。今後ともよろしく願い申し上げます。

前回の書面に続き、今回は以下の7名について当組合の組合員であることをお伝え致します。

[REDACTED] ([REDACTED] キャンパス・非常勤講師)
[REDACTED] ([REDACTED] キャンパス・非常勤講師)
[REDACTED] ([REDACTED] キャンパス・非常勤講師)
[REDACTED] ([REDACTED] キャンパス・非常勤講師)
[REDACTED] ([REDACTED] キャンパス・非常勤講師)
[REDACTED] ([REDACTED] キャンパス・非常勤講師)
[REDACTED] ([REDACTED] キャンパス・非常勤講師)

また、表題の通り、以下の議題について初回の団体交渉を申し入れさせていただきます。ご多忙の折恐縮ですが、なにとぞよろしくお願い致します。

敬具

記

【1】 団交議題

- (1) 以下の11名の組合員はいずれも入職して5年以上が経過し、勤務期間の中断もないことから、労働契約法18条の規定を満たしています。本人らから既に申し込んだケースもありますが、あらためて組合からもまとめて無期労働契約への転換を申し入れます。

■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)

- (2) 以下の11名の組合員について、2023年度以降も引き続き貴法人において従前の労働条件で就業できることの確認を求めます。

■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)
■■■■■■■■	(■■■■ キャンパス・非常勤講師)

※ ■■■■ キャンパスの ■■■■ 組合員については、既に今年度に真の同意なきまま12コマから0コマに減コマ（雇い止め）されているため、2022年度をクーリング扱いせず2023年度に12コマに原状回復されることを求めます。

組合役員を多く含む上記の者らがもしも雇い止めになると当組合は存続の危機を迎えることとなります。特にこの議題については、労働組合として譲れないものであることを強くお伝え致します。

- (3) 以下の4名の組合員はこの2022年度から、あるいはその前年度から、従前よりも大幅なコマ減をされています。コマ数が大幅に削減されると、特に非常勤講師はその生活が成り立たなくなることは誰の目にも明らかであり不利益変更にはなりません。以下の組合員らにこの秋から十分な追加的コマ配置をした上で、これまでの逸失利益の補填方法について当組合と協議されることを求めます。

■■■■■■■■■■ (昨年度週14コマ→今年度週1コマ)

■■■■■■■■■■ (昨年度週3コマ→今年度週2コマ)

■■■■■■■■■■ (一昨年度週12コマ→昨年度週8コマ
→今年度週8コマ)

■■■■■■■■■■ (昨年度週12コマ→今年度0コマ)

- (4) 非常勤講師の雇い止めあるいは大幅コマ減により、専任教員の担当コマ数の大幅な増大が予告されていますが、これでは一方的な労働強化になり研究活動にも大幅な悪影響が及ぶことは確実です。上記(2)とあわせ、撤回を強く求めます。
- (5) 職員も講座の配置換えや組織改編の準備に忙殺され、健康を保ちながらの就労が簡単でない状況が続いているという声が組合内外から届いています。現場の負担が過剰となっている労務管理を、人員を増やすなどして改善して頂くよう求めます。
- (6) 貴法人は建学の理念“人類の幸福と恒久的平和の達成”に向け、QOLの向上を目指すとされています。そのテーマの一つとして「SDGsの取り組み」について言及されており、そのことは私たち教職員だけでなく、学生諸氏も誇りとするものであります。

SDGs 17の世界的目標を抜粋しますと

- 1: あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 4: すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
- 8: 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。
- 10: 各国内及び各国間の不平等を是正する。
- 16: 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべて

の人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルで効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

となっていることは貴法人も知悉されている通りです。

加えて、1997年11月11日に第25回ユネスコ総会で採択された「高等教育教員の地位に関する勧告」においても、教員の雇用の安定が高等教育の実現に重要であることは明瞭に確認されています。

[高等教育教員の地位に関する勧告：文部科学省 \(mext.go.jp\)](http://mext.go.jp)

この視点に立って学内を鑑みるに、長年東海大のために尽力してきた（多数の外国籍講師を含む）教職員がその意に反して失業したり、収入が激減したり、過重労働になったりすることがあれば、上記の理念・目標に明確に反することは明らかではないでしょうか。



このようなことを万一強行すると、結局は学生にとってマイナスとなり、教育面においても研究面においても東海大学の価値を下げることは明らかです。現に組合に多数届いている全国からの声は、心ある学生からの投書も含め、悲痛なものばかりです。まだ間に合うことであるので、どうか大量の雇い止めや不利益変更を内包する計画を見直して頂くよう、当組合は労働組合として切に求めるものです。

(7) 当組合は東海大学内の教職員の方々に、「組合広報は東海大学と合意のうえ、ポータルに掲載させて頂いている」旨をお伝えしていますが、7月12日に掲載済の組合広報につき、「どこを探しても見当たらない」という指摘が組合外の貴法人教職員方々から届いております。本書面への（日程等の）ご回答書面をお送り頂く際に、先般の7月12日の組合広報への具体的なアクセスの手順をご教示下さるようお願い致します。

【2】以上を議題とした団交の候補日を9月6日（火）までの間に少なくとも3つ挙げて頂くようお願い致します。ご回答は8月11日（木）までお願い致します。

【3】《当組合の連絡先》

〒231-0062 横浜市中区桜木町3-9 平和と労働会館3階
横浜地区労働組合協議会内

以上